

# 岬之町コンテナ船夜間入出港 安全対策マニュアル

平成17年2月13日制定

平成17年11月1日改定版

下 関 市 港 湾 局

このマニュアルは、岬之町24・25号岸壁にコンテナ船が夜間入出港することについて、コンテナ船の運航に関する着離岸方法、24・25号岸壁での受入れに関する作業等を明確にし、当該船舶の安全を確保し、併せて周辺を運航する船舶等の安全確保に資することを目的とする。

## I 船舶運航における安全対策

24・25号岸壁に夜間入出港するコンテナ船は、次の事項を遵守するものとする。

### 1 船型の制限

- (1) 24・25号岸壁を単独バースとして使用する時の船型は、喫水10.0m、船長(LOA)150m以下を原則とする。
- (2) 24・25号岸壁を1バースとして使用する場合は、喫水10.0m、LOA203m、15,000DW/Tまでとする。

### 2 船長の入港実績

3,000G/T未満のコンテナ船の夜間入港時には、船長が入港予定バースまたはその付近に次のいずれかの実績を有すること。ただし、水先人が乗船する場合はこの限りではない。

- (1) 過去1年以内に2回入港した実績
- (2) 前回の入港が過去1年以内にあり、かつ過去2年以内に延べ3回入港した実績。

なお、上記実績を有する場合でも、できる限り水先人を要請すること。

### 3 タグボートの使用

着岸時には、関門地区の基準によるタグボートを配備すること。

### 4 警戒船の配備

3,000G/T以上のコンテナ船の入港時には、24・25号岸壁前面水域を航行する他船舶に対して、コンテナ船の通航を知らせ、両船舶の安全を確保するため、また、岸壁付近の潮流状況をコンテナ船へ情報提供するため、探照灯及び拡声器を装備した警戒船を1隻配備すること。

### 5 行き会い船

夜間入出港する船舶は、事前に通行予定船舶の情報を把握し、十分に注意して航行する。

### 6 関門海峡海上交通センターとの連絡

入出港時には、関門海峡海上交通センターに通報するとともに、運航中は、国際VHF16チャンネルの聴守を励行し、同センターとの連絡保持に努める。

また、AIS搭載船にあっては、データ(目的地、到着予定日時等)の適正入

力及び電波の確実な発射を確認するとともに同センターからのメッセージ受信に留意する。

## 7 気象・海象条件

風速	12m/sec以下
潮流	・入港 早鞆瀬戸の流速が3ノット以下 (LOA120m未満にあつては、5ノット以下) ・出港 LOA120m以上は早鞆瀬戸の流速が5ノット以下
視界	10,000G/T以上の船舶は1海里(1.852km)以上 10,000G/T未満の船舶は1km以上
着岸速度	10cm/sec以下 ※十分な安全速度にするために、適宜操船者に着岸速度、 対岸距離が把握出来るようにする。
接岸角度	15° 以内
波高	H 1/3 1.0m以下

ただし、上記の場合であっても、安全が確保されない恐れがあると認められるときは、入出港は行わない。

## II 岸壁及びコンテナターミナルにおける安全対策

岸壁及びコンテナターミナルにおける安全対策については、次の方法によることを原則とする。

### 1 統轄責任者の配置

コンテナ船着岸時に際しては、岸壁上に統轄責任者を配置することとし、港湾局職員がこれにあたる。

統轄責任者は、コンテナ船との連絡、着岸位置の明示、岸壁上及び同付近並びに岸壁前面泊地を航行する小型船舶との安全確認等を行い、必要ある場合は関係者に指示し、安全確保に努めるとともに、水先人の求めに応じ、可能な限り情報の提供を行う。

### 2 各種情報の入手・確認

水先人は、24・25号岸壁に待機する統轄責任者を通じて、必要に応じ24・25号岸壁における受入れ状況等の情報を入手・確認し、安全確保に努める。

## 参考

### 1 岸壁仕様

区 分	岬之町ふ頭24・25号岸壁
形 式	栈橋式
防 舷 材	V型 500H・1, 500L
け い 船 柱	既設曲柱 35T, 新設70T(2基)
天 端 高	+3.65m
設 計 水 深	-10.0m(岸壁水深 -11.0m)
H . W . L	+2.86m
L . W . L	±0.00m

### 2 着離岸補助施設

着離岸時の補助施設として、下記の施設を設置。

- (1) 風 向 ・ 風 速 計 管理棟、コンテナクレーンに設置各1ヶ所  
入出港時の気象状況を把握し、安全運航のデータに供する。
- (2) 着 岸 速 度 計 岸壁法線上に1セット(可動式)  
着離岸作業において、コンテナ船の船首及び船尾の着岸速度を測定し、安全な着離岸作業を行うために設置する。
- (3) 岸 壁 線 表 示 灯 一式(コーナー灯 2基)  
岸壁線を表示する標識灯をコーナーに設置。
- (4) 係船位置表示灯 点滅式 10~20個(可搬式)  
夜間あるいは視界不良時の入港に際して、係船位置及び船橋位置が明確に分かるように岸壁上に、電光式点滅灯を配備。
- (5) 通 信 設 備 (トランシーバー) 一式 管理棟内に常備。  
着離岸作業時にコンテナ船と岸壁業者との連絡用に使用し、安全かつ迅速な作業を行うために配備。